

NPO 法人こどもとむしの会

規程集

会員規約（2021年6月5日施行・5月1日～遡及適用）

旅費交通費規程（2021年5月1日改正）

謝金規程（2021年5月1日新設）

むしむしサポーター規約（2021年5月1日改正）

きべりはむし会員規約（2021年5月1日新設）

(参考資料)

規程類の新設及び改正の要点・経過措置について
(2021年4月10日理事会決定・会員アナウンス)

NPO 法人こどもとむしの会
令和3年（2021年）6月5日

NPO 法人こどもとむしの会会員規約

(目的)

第1条 この規約は、NPO 法人こどもとむしの会定款（以下、定款といいます）に定められた会員に関する各種規定について、その内容の詳細を定めること及びその内容の補足説明を目的とします。

(会員の年齢)

第2条 定款第6条における個人は、民法第4条の規定する成年に達した者とします。

(会員の心得)

第3条 NPO 法人こどもとむしの会の正会員は、定款第3条に掲げた目的に賛同し、定款第4条に掲げた事業の企画及び運営に、自発的に取り組むものとします。

(入会手続き)

第4条 定款第7条の2に定める入会申込書は、入会の意志、氏名、自宅住所、電話番号、電子メールアドレスが記載された自由な様式とし、書面または電磁的方法によって、本人が事務局へ提出するものとします。

2 入会申込書の提出は、この規約を承諾した上で行うものとします。

(会費)

第5条 定款第8条に定める年会費の額は、以下のとおりとします。

(1) 正会員 5,000 円

(2) 賛助会員 個人 10,000 円、法人・団体 30,000 円

2 年会費は、当該事業年度開始月の末日までに、納入するものとします。

(退会手続き)

第6条 定款第9条に定める退会届は、退会の意志、氏名、自宅住所、電話番号、電子メールアドレスを記載した自由な様式とし、書面または電磁的方法によって、本人が事務局へ提出するものとします。

(個人情報の取り扱い)

第7条 NPO 法人こどもとむしの会は、会員の個人情報を保持及び使用し、氏名や居住する自治体名等を、他の会員に対して開示することができます。ただし、連絡先は、本人の承諾なしに開示しないものとします。

2 会員の肖像写真や氏名は、必要に応じ、会のホームページ等で使用できるものとしま

す。

(規約の改正)

第8条 この規約の改正は、理事会において行います。ただし、第4条の改正については、総会において行います。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年（2021年）6月5日から施行し、令和3年（2021年）5月1日～遡って適用します。

NPO 法人こどもとむしの会旅費交通費規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO 法人こどもとむしの会（以下、会といいます）の会員が、会が行う活動の企画運営のために必要な旅行を行う場合の、旅費交通費の内容と手続きについて定めることを目的とします。

(対象者)

第2条 この規程は、会の正会員について、適用します。ただし、正会員以外の者であっても、役員または当該活動の責任者である正会員から承認を得ている場合は、適用することができます。

(旅行の定義)

第3条 この規程による旅行とは、対象者の自宅または勤務地を起点とし、当該活動が行われる場所へ、片道 5 km 以上の移動を伴うものをいいます。

(旅費交通費の内容)

第4条 旅費交通費の種類は、交通費、宿泊費及び旅行諸費とします。

(旅費交通費の計算)

第5条 旅費交通費は、経済的、時間的に、合理的な手段と経路によって行うものとし、下表の金額を基準として算出します。

種類	交通手段等	金額及び支給要件
交通費	自家用車	走行距離（km）に 15 円を乗じた額
	有料道路料金等	有料道路料金、駐車料金の実費
	公共交通機関	鉄道、バス、船舶、航空運賃等の実費
宿泊費	宿泊室料または簡素な食費を含む宿泊料	日々旅行した場合の交通費よりも低額となる場合、実費を支給します。ただし、1 泊 10,000 円を上限とします。
旅行諸費	旅行によって発生する費用の弁償	宿泊の有無及び役職に関わらず、1 日 1,500 円とします。ただし、起点への帰着が 4 時間以内の旅行については、支給しません。

(旅行の承認)

第6条 対象者は、旅行にあたっては、事前に、役員または当該活動の責任者から承認を得るものとします。

(旅費交通費の精算)

第7条 対象者は、活動終了後、すみやかに所定の精算書によって旅費交通費の精算を行うものとします。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会において行います。

附則

(施行期日)

この規程は、平成21年（2009年）3月14日から施行します。

附則

(施行期日)

この規程は、平成25年（2013年）7月1日から施行します。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年（2021年）5月1日から施行します。

NPO 法人こどもとむしの会謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO 法人こどもとむしの会（以下、会という）が、その活動にあたって支払う謝金の取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とします。

(謝金の対象者)

第2条 この規程による謝金の支払い対象者は、役員または当該活動の責任者が必要と認めた者とします。

(謝金の額)

第3条 謝金の額は、以下の額を上限とし、当該活動の責任者が、役員の承認を得てこれを定めます。但し、著名な専門家等に対する謝金の額は、理事会の議決によってこれを増額することができます。

1 時間あたり 1,000 円

1 日あたり 10,000 円

(改正)

第4条 この規程の改正は、理事会において行います。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年（2021年）5月1日から施行します。

NPO 法人こどもとむしの会むしむしサポーター規約

(趣旨)

第1条 NPO 法人こどもとむしの会（以下、会といいます）は、佐用町昆虫館を活動拠点のひとつとし、広く市民に対して子どもと虫に関する普及啓発事業を行うとともに、地域の自然環境とまちづくりに関する調査研究を行い、人々の環境学習の促進、生物多様性の保全、地域の振興に寄与することを目的として、2008 年に設立されました。2009 年度より指定管理者として、佐用町昆虫館の管理運営をしているほか、各地で教育普及活動を展開しています。会の正会員でない方々に、これら会の活動を体験する機会を提供し、会員とともに活動いただくことを目的として、むしむしサポーターの制度を設けます。

(登録)

第2条 趣旨に賛同する個人（高校生以上）は、正会員の紹介を経て、所定の登録申請書によって会へ申請することにより、むしむしサポーター（以下、サポーターといいます）として登録することができます。

高校生の場合は、事前に保護者の承諾を得た上で、申請することとします。

登録の完了は、会からのサポーター向け電子メールの送信をもって、通知するものとします。

(登録料・年会費)

第3条 登録料及び年会費は、無料とします。

(登録期間)

第4条 登録の有効期間は、とくに定めません。

(登録の解除)

第5条 サポーターは、会へ申し出ることによって、いつでも登録を解除できます。また、会は、つきの場合、サポーターとしての登録を解除できるものとし、サポーターへの通知はとくに要しないこととします。

- （1）会の事業年度内に活動記録のない場合
- （2）利用者や他のサポーターとのトラブル、公序良俗に反する行為等、会の信用を失墜させる行為や会の運営に支障を来す行為があった場合

(活動にあたっての条件)

第6条 サポーターとしての活動は、事前に会へ申し出て、その承認を受けたものに限ります。活動内容は、その活動における会の担当者の指示によるものとし、活動にあたって生じ

た事故やトラブルについて、会はいっさいその責任を負いません。

(活動費用の弁償)

第7条 会の規程に基づき、交通費を支給します。ただし、高校生・大学生の場合は、交通費に加え、旅行諸費及び謝金を支給します。

(保険加入)

第8条 サポーターは、活動にあたって、ボランティア保険（兵庫県ボランティア・市民活動災害共済）に加入するものとします。加入手続きは会が代行し、保険料（年間 500 円）は会が負担します。ただし、同等の保険に加入している場合は、この限りではありません。

(個人情報の取り扱い)

第9条 会は、登録期間中、必要最小限のサポーターの個人情報を保持及び使用し、登録の解除とともに破棄するものとします。

2 サポーターの肖像写真や氏名は、必要に応じ、会のホームページ等で使用できるものとします。

(規約の改廃)

第10条 この規約の改廃は、会の理事会において、行います。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 31 年 2 月 23 日から施行します。

附則

(施行期日)

この規約は、令和 3 年（2021 年）5 月 1 日から施行します。

NPO 法人こどもとむしの会きべりはむし会員規約

(趣旨)

第1条 NPO 法人こどもとむしの会（以下、会といいます）は、昆虫に関心のある読者を対象とし、兵庫県ならびに地域の昆虫を題材とした、多岐にわたる分野の報文を掲載した雑誌「きべりはむし」を発行しています。多様な投稿を維持しつつ、この雑誌を今後も安定的に発行するため、会の正会員及び学生以外に「きべりはむし」に報文を投稿することができる「きべりはむし会員」（以下、会員といいます）の制度を設けます。

(登録)

第2条 この規約を承諾し、会員として登録を希望する個人は、登録を希望する旨ならびに自身の氏名、住所及び電話番号を記載し、第4条に定める年会費の納付を証する書類等の写しを添付した電子メールを会の事務局へ送信することで、登録の申請を行うことができます。

2 会は、前項の電子メールの受信をもって、申請を受理するものとします。

(登録期間)

第3条 会員として登録される期間は、第2条に定める申請を行った日から、会の事業年度の末日までとします。なお、翌期間も継続して会員登録を希望する場合は、会員である期間中に第2条に定める手続きを行うことで、会の翌事業年度の末日まで登録を継続できるものとします。

(会費)

第4条 会員の年会費の額は、3,000円とします。

2 年会費は、原則として、会が指定する銀行口座への振り込みによって納付することとします。

3 既納の会費は、理由の如何を問わず、返還しません。

(会員の権利)

第5条 会員は以下の権利を有します。

- (1) 会員は、会員となった事業年度に会から発行される雑誌「きべりはむし」の配布を受けることができます。なお、会員となった事業年度に発行される「きべりはむし」の一部または全部の在庫がない場合は、翌事業年度に繰り越して2回分「きべりはむし」の配布を受けることができます。
- (2) 会員は、「きべりはむし」に自身が著者に含まれる原稿を投稿することができます。なお、会員である1期間中に投稿できる原稿は、報文2報、短報2報の計4報ま

でとします。

(登録の解除)

第6条 会員は、会の事務局に申し出ることにより、いつでもその登録を解除することができます。

2 会は、以下の場合、会員の登録を解除することがあります。

- (1) 会員である期間中に、翌事業年度分の会費を納入しなかった場合
- (2) 公序良俗に反する行為等、会の信用を失墜させる行為や会の運営に支障をきたす行為があった場合

(個人情報の取り扱い)

第7条 会員の個人情報は、「きべりはむし」の配布、投稿の管理及び会の運営に必要となる事項のみに使用し、登録の解除とともに破棄します。

(規約の改正)

第8条 この規約の改正は会の理事会において行います。

附則

(施行期日)

第9条 この規約は令和3年（2021年）5月1日から施行します。

規程類の新設及び改正の要点・経過措置について

NPO 法人こどもとむしの会

新設及び改正の要点

1. 会員規約（新設：会費の額については総会議決事項）

平成20年（2008年）の設立以来、正会員の年会費を1万円としてきました。これは、ほかに財源がなかったこと、円滑な始動のため入会のハードルを高く設定したことによるものです。以後、「いどうこんちゅうかん」などの普及啓発事業の収益が年々増え、かつ安定的に見込まれるようになってきました。一方で、新規入会の促進が課題となっていました。

そこで、正会員の年会費を5,000円に引き下げることとしました。

あわせて、会員の心得として、ボランティア活動であること（自発性）を明示し、これまで不明確であった会員の年齢、入会手続き、会費の納入期限等を定めました。

2. 旅費交通費規程（改正）

旅費交通費の一部として1日2,500円を上限として支給していた日当は、旅行（出張）に伴って生じる経費を弁償する性質のものですが、当法人の事業規模や昨今の社会情勢に鑑み、1日1,500円に引き下げることとし、役職を問わず、片道5km以上、4時間以上の旅行（出発から帰宅まで）で支給することとしました。また、「日当」という用語は、内容が曖昧なので、「旅行諸費」に統一しました。

正会員や、むしむしサポーターは「ボランティア保険」に加入していますが、自家用車での事故については補償されません。会員ご自身の保険によって保障をお願いいたします。そのため、自家用車使用の場合の交通費単価は、平均的な燃料代実費よりもやや高めに設定しています。

3. 謝金規程（新設）

これまで、必要に応じ、そのつど関係者が決めていましたが、今後もそのつど定めるという内容を明文化したものです。上限を定めて、各事業においては責任者がその範囲内で決める、としました。

具体的には、学生に対しては、活動支援の意味から、1日1,000円を支給します（旅行諸費に加えて、従来どおり2,500円の支給となります）。また、会員に対しても、専門的な作業等を依頼した場合、支払うことがあります。

4. むしむしサポーター規約（改正）

旅費交通費規程の改正に伴って、文言を一部改正し、記述を条文形式に統一しました。

5. きべりはむし会員規約（新設）

雑誌「きべりはむし」への会員外からの投稿が増えてきたことに伴い、新たな制度を設け、会員外の方に、受益（冊子購読と投稿）に見合った負担をいただくものです。

正会員、賛助会員は、きべりはむし会員と同じ権利を有します。

規程類の施行に伴う経過措置

これから正会員会費を納入される方は、令和3年度総会において会費の改正が可決されることを前提として、改正後の金額で、お支払いください。まことにけっこうです。

現行規定に基づいて、すでに令和3年度（2021年度）正会員会費を前納された方については、下表のように処理させていただきます。（定款第12条により「既納の会費その他の拠出金品は、返還しない」となっています。）

正会員から、賛助会員（個人）、むしむしサポーター、きべりはむし会員へ移行される場合、または退会される場合は、事務局までその旨ご一報ください。電子メールでもお電話でもけっこうです。

ご自身の会費納入年度が不明な場合は、事務局までお問い合わせください。

正会員の継続	5,000円を超える部分については、令和4年度（2022年度）以後の前受会費として、お預かりします。
賛助会員への移行	賛助会費（個人）として、処理させていただきます。
きべりはむし会員への移行（退会）	3,000円を令和3年度（2021年度）年会費とし、3,000円を超える部分については、令和4年度以降の前受金としてお預かりします。令和6年度（2024年度）は前受金が1,000円となりますので、不足分（2,000円）をお支払いください。
むしむしサポーターへの移行（退会）	即時移行を希望される場合は、10,000円を寄付金として処理させていただきます。そうでない場合、令和3年度（2021年度）と令和4年度（2022年度）は、正会員を継続ください。

令和3年（2021年）5月1日以後の活動にかかる旅費交通費は、改正後の基準によって計算します。精算書の様式・記入例については、別途、事務局よりアナウンスいたします。

以上